

「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言・登録制度の開始

1 令和5年度ユニバーサルツーリズムの推進体系

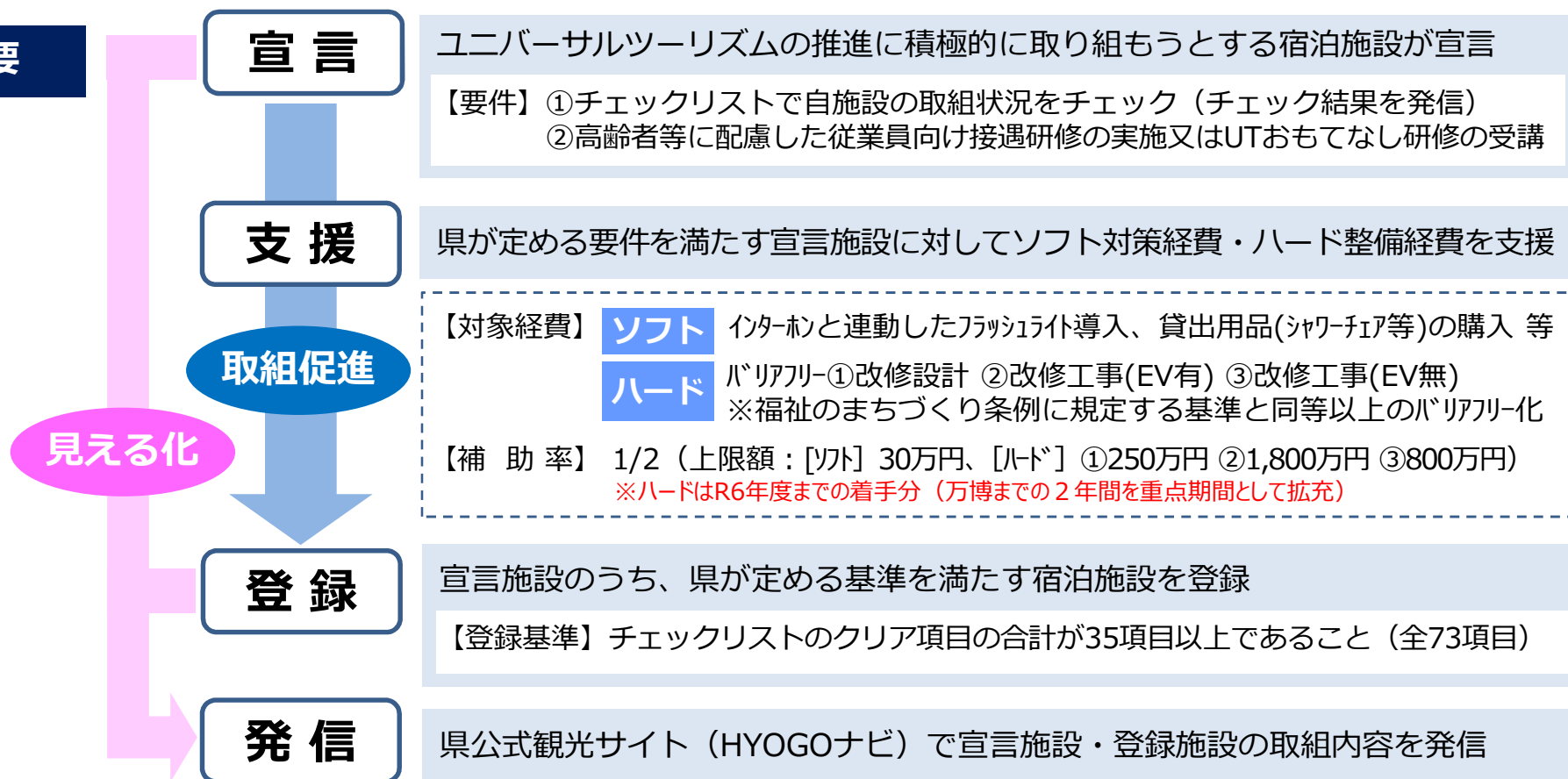
取組方針		取組内容	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
受入体制 の充実	人材育成	UTおもてなし研修	県内各地域で全10回開催			
		UTコンシェルジュ育成	募集	開講	講座実施	閉講
	ネットワーク形成	UT推進連絡会	県内各地域で随時開催			
		取組促進	ユニバーサルなお宿 宣言・登録制度	募集 開始	宣言 発表	登録 発表
情報発信・ 機運醸成	PR	UTモニターツアー	障害者を招いたモニターツアーを実施			
		条例の普及啓発	PRリーフレット 作成			
	機運醸成	UT推進トップセミナー	トップセミナー 開催			
		体制整備	民間人材の活用	7/1 任用 ・ユニバーサルなお宿への助言 ・セミナー企画、施策への助言等		

2 「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言・登録制度の開始

県では、全国初のユニバーサルツーリズム推進条例（令和5年4月1日施行）に基づき、ユニバーサルツーリズムの推進に積極的に取り組む宿泊施設を登録・情報発信する「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言・登録制度を新たにスタートさせます。

このたび、ユニバーサルツーリズムの推進に積極的に取り組む宿泊施設を募集します。

1 制度概要



2 募集開始日

令和5年6月5日（月）～

※詳細はホームページを参照

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr16/universal-oyado.html>

【問い合わせ先】
産業労働部観光局観光振興課
(TEL:078-362-3375)

《参考》「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言・登録制度の概要

本制度の対象となる宿泊施設

- 旅館業法上の営業許可を得ている施設（ホテル・旅館、簡易宿所）
 - 住宅宿泊事業法上の届出をしている施設（民泊）
- ※風営法に定める風俗営業施設を除く
※暴力団員である者又は役員に暴力団員がいる法人が営む施設を除く

宣言

- ・ユニバーサルツーリズム推進に積極的に取り組もうとする宿泊施設が宣言
- ・宣言期間は5年間（期間満了後、再度宣言を行うことで更新可）

【宣言時の要件】

- ①県が定めるチェックリストで自施設の取組状況をチェック
（チェック結果は県公式観光サイト（HYOGOナビ）で発信）
- ②高齢者・障害者等に配慮した従業員向け接客研修の実施
または県が実施するユニバーサルツーリズムおもてなし研修の受講

チェックリストの構成

区分	チェック項目	取組項目数
情報発信	1 情報発信への配慮	13項目
受入体制	2 受入体制の整備	13項目
ホスピタリティ	3 備品の貸出	8項目
	4 コミュニケーション	10項目
	5 食への配慮	12項目
	6 移動への配慮	11項目
	7 入浴への配慮	6項目
	計	73項目

支援

- ・宣言した宿泊施設（宣言施設）に対して、ユニバーサルツーリズムの推進に必要なソフト対策経費・ハード整備経費を支援

ソフト対策支援

- ・登録施設を目指すために必要なソフト対策経費を支援
- ・宣言期間中（5年間）に1回のみ活用可

補助対象	ユニバーサルツーリズム取組宣言を行い、かつ登録を目指す宿泊施設
補助要件	チェックリストのチェック結果において、クリアした取組項目の合計が <u>20項目以上</u> かつ <u>34項目以下</u>
対象経費	登録基準の達成に必要なとなるソフト対策経費 [例] ・インターホンと連動したフラッシュライト導入 ・施設内の点字案内充実 ・貸出用品（シャワーチェア等）の購入 ・従業員の接遇研修受講費 ・施設HPにおけるユニバーサルツーリズムページの作成等
補助率	1/2（上限額：30万円）

ハード整備支援

- ・既存のホテル等がバリアフリー改修工事を行う際に、福祉のまちづくり条例に定める基準と同等以上の整備を行うための設計費や工事費を支援

補助対象	ユニバーサルツーリズム取組宣言を行った既存の宿泊施設
補助要件	<ul style="list-style-type: none">・福祉のまちづくり条例に規定する特定施設整備基準と同等以上のバリアフリー化・チェック&アドバイス制度を活用
対象経費	バリアフリー改修工事経費 ①バリアフリー改修設計 ②バリアフリー改修工事（エレベーター工事有り） ③バリアフリー改修工事（エレベーター工事無し）
対象施設	出入口、廊下、階段、スロープ、エレベーター等、便所、客室、敷地内の通路、駐車場、浴室、サイン等
補助率	1/2（上限額：①250万円、②1,800万円、③800万円）

※補助率は、令和6年度までの着手分が対象
令和7年度以降着手分は、県1/4、市町1/4（随伴義務）、1/2事業者

登録

- ・ 宣言施設のうち、以下の基準を満たす宿泊施設を登録
- ・ 登録施設は県独自のロゴマークを活用可
- ・ 登録期間は3年間（期間満了後、再度申請することで更新可）

【登録基準】

クリアした取組項目の合計が35項目以上であること（全73項目）

発信

- ・ 県公式観光サイト（HYOGOナビ）のユニバーサルツーリズム特設ページで宣言施設・登録施設の取組内容を発信
- ・ 各施設の取組項目のチェック結果、障害種別ごとの取組項目数、宿泊施設から高齢者・障害者等へのメッセージ等をホームページに掲載

《ホームページ掲載イメージ》



宿泊施設名(市町名)

共通	高齢の方	肢体不自由の方	視覚障害の方	聴覚障害の方	知的障害の方
10	9	9	5	4	3

宿泊施設からのメッセージ

「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言・登録制度 宣言施設・登録施設を募集します！

「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言・登録制度とは

ユニバーサルツーリズムの推進に積極的に取り組むことを宣言した宿泊施設を県が支援し、登録・情報発信する制度です。

制度の特徴

- ・経費支援や専門家の助言等により宿泊施設の**取組を促進**
- ・特設サイトで情報発信することで宿泊施設の**取組を「見える化」**

宣言

ユニバーサルツーリズムの推進に積極的に取り組もうとする宿泊施設が宣言

支援

県が定める要件を満たす宣言施設に対して、ソフト対策経費・ハード整備経費を支援

取組促進

	対象	要件	補助率	上限額
ソフト	貸出用品の購入、従業員の研修受講経費等	チェックリストのチェック結果で、クリアした取組項目が20項目以上かつ34項目以下	1/2	30万円
ハード	①バリアフリー改修設計 ②バリアフリー改修工事（エレベーター有） ③バリアフリー改修工事（エレベーター無）	福祉のまちづくり条例に規定する基準と同等以上のバリアフリー化	1/2 <small>※R6年度までの着手分</small>	①250万円 ②1,800万円 ③800万円

※支援については、別途募集・審査を行います。

見える化

登録

宣言施設のうち、県が定める基準を満たす宿泊施設を登録

発信

県公式観光サイト（HYOGOナビ）で宣言施設・登録施設の取組内容を発信

宣言施設のメリット

- 兵庫県公式観光サイト「HYOGO!ナビ」で、宿泊施設名と取組を周知します。
- ソフト対策経費・ハード整備経費の支援を受けることができます。（一定の要件を満たす必要あり）

登録施設のメリット

- 兵庫県公式観光サイト「HYOGO!ナビ」で、宿泊施設名と取組を周知します。
- ハード整備経費の支援を受けることができます。（一定の要件を満たす必要あり）
- 専用ロゴマークを使用できます。
- 専門家によるアドバイスを受けることができます。

募集概要

01 対象施設

下記のいずれかに該当する兵庫県内の施設

- 「旅館・ホテル営業」（旅館業法第2条第2項）を行っている施設
- 「簡易宿所営業」（旅館業法第2条第3項）を行っている施設
- 「住宅宿泊事業」（住宅宿泊事業法第2条第3項）を行っている施設

※風営法第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供する施設を除く

※暴力団員である者又は役員に暴力団員がいる法人が営む施設を除く

02 要件

宣言施設

- ① 県が定めるチェックリストで自身の施設の取組状況のチェックを行っていること。
- ② 高齢者・障害者等に配慮した従業員向け接遇研修を、宣言する日の直近1年以内に行っていること。または県が実施するユニバーサルツーリズムおもてなし研修を宣言する日の直近1年以内に従業員が受講していること。

登録施設

- ①宣言を行っていること。
- ②チェックリストでクリアした取組項目の合計が35項目以上であること。

03 手続の流れ

- STEP 1** | **申請書・添付書類の提出**
- ・ 下記ホームページから申請書類をダウンロードし、メール・郵送またはFAXにより県観光振興課あて提出してください。
URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr16/universal-oyado.html>
提出先 : 下記問合せ先のとおり
- STEP 2** | **審査**
- ・ 申請内容について、書類審査等を行います。
- STEP 3** | **宣言施設の決定**
- ・ 宣言施設には宣言証を交付します。
 - ・ 施設名、所在地、取組内容等を兵庫県公式観光サイトで公表します。
- STEP 4** | **登録施設の決定**
- ・ 登録施設には登録証を交付します。
 - ・ 施設名、所在地、取組内容等を兵庫県公式観光サイトで公表します。
- ※審査にあたって現地確認等を行うため、決定まで時間を要します。



兵庫県産業労働部観光局観光振興課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL:078-362-3375 FAX: 078-362-4275 E-mai: kankoushinkou@pref.hyogo.lg.jp

問合せ先